

鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

第2条 検討会議の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 鈴鹿市多文化共生推進計画の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項に関すること。

(検討会議の構成員等)

第3条 検討会議は、委員10名以内をもって構成する。

(検討会議の公開)

第4条 検討会議は、原則公開とする。

2 検討会議の傍聴要領は、別途定める。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、地域振興部市民対話課に置く。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。